福岡県公報

令和八年十一月十三日
第七百四十三号
増　刊
①

目　次

規　則（第五十五号）
○福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則
（中小企業経営支援課）……一

## 規　則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年十一月十三日

福岡県知事　服部　誠太郎

**福岡県規則第五十五号**

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年福岡県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び別表第二の一の項から四の項までの規定中「一・〇〇パーセント」を「一・三五パーセント」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）